

鎌倉市告示第 249 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示を行った令和 4 年(2022 年)10 月 5 日付鎌倉市告示第 176 号の内容に訂正があったため、下記のとおり告示します。

令和 5 年(2023 年)1 月 30 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 告示した文書及び訂正内容
鎌倉市告示第 176 号

	訂正後	訂正前
(1)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、 放置自転車の撤去及び保管等に要した費用に係る対価としての料金を徴収 <u>及び</u> 収納する事務を委託したので、 同条第 2 項の規定により告示します。	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、 放置自転車の撤去及び保管等に要した費用に係る対価としての料金を徴収 <u>又は</u> 収納する事務を委託したので、 同条第 2 項の規定により告示します。
(2)	放置自転車の撤去及び保管等に要した費用に係る対価としての料金の徴収 <u>及び</u> 収納事務	放置自転車の撤去及び保管等に要した費用に係る対価としての料金の徴収 <u>および</u> 収納事務